

告 示

埼玉県告示第二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 (一) 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡小鹿野町長留字下原一一三の四、一一四の三、字山ノ神二六二の四、二六七の四、二六八の四、二八四の九、二八四の一〇、三二七の四、三二八の三

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

二 (一) 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡小鹿野町長留字下原一一三の四、字山ノ神二六二の四

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため